

8 社会参加・レクリエーション

(1) 移動支援

身知精難

- **内容** 社会生活上必要な外出および余暇活動等の社会参加のために円滑に外出できるよう介護者が付添い等の支援を行います。(原則として1日の範囲内で用務を終えるもの)
- **対象** 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等、障害児（原則として、就学児以上）
※ただし、他の福祉サービスと併せての利用ができない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。
- **費用** 原則として、サービス費用の1割を負担していただきます。ただし、所得に応じて区分が分けられ、それぞれの負担の上限額が決まっています。所得区分が生活保護、低所得の人の負担額は無料となります。
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(2) 福祉キャブの運行（昇降装置付きタクシー）

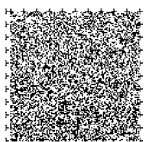
身知

- **内容** 福祉キャブの利用登録をしている人に対して、車いすやストレッチャーのまま乗降できる、昇降装置付きタクシーを24時間年中無休で運行しています。利用の範囲は、発着地のいずれかが東京23区、武蔵野市、三鷹市となります。
- **対象** ①65歳以下で身体障害者手帳の交付を受けた、下肢、体幹機能障害または視覚障害1～3級、内部障害1級、呼吸器機能障害1・3級の人
②65歳以下で愛の手帳1・2度の交付を受けた人
- **受付** 利用前日までの午前9時～午後5時
- **費用** タクシー料金と同額（利用は予約制です。）
※介助者が必要な人は、同伴ください。また、介助者を依頼した場合、介助者1人の利用料のうち半額を助成します。
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(3) 緊急移送サービス

身知

- **内容** 夜間の緊急時等、福祉キャブの利用が困難な場合に、民間救急事業者の車両（福祉キャブと同等の昇降装置付きタクシー）が利用できます。
- **対象** 福祉キャブ利用登録者
- **利用区域** 制限なし
- **費用** ①利用料金 ハイヤー料金と同額（福祉キャブと異なります。）
②助成額 1回の利用につき7,000円を限度に利用料金の70%
※車いす・寝台の利用料金全額を助成します。
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係



(4) タクシー利用券の給付

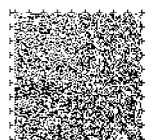
身 知 精

- **内 容** 生活圏の拡大および経済的負担の軽減のために、タクシー利用券を給付します。
年間44,000円分支給します（ただし、7月～9月の新規申請は33,000円、10月～12月の新規申請は22,000円、1月～3月の新規申請は11,000円）。
※130ページ参照のタクシー運賃の割引とあわせて利用することができます。
※自動車燃料費助成事業との併給はできません。
- **対 象** ①身体障害者手帳をお持ちで、下肢、体幹機能障害または視覚障害1～3級、内部障害1級、呼吸器機能障害1・3級の人
②愛の手帳1・2度の人
③精神障害者保健福祉手帳1級の人
- **利用方法** タクシー利用券を使用できるタクシーは、港区と協定を結んでいる事業者のタクシーです。
利用の範囲は発着地のいずれかが東京23区、武蔵野市、三鷹市となります。
- **問 合 せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(5) 自動車燃料費助成

身 知 精

- **内 容** 障害者本人または同一生計の人が、障害者本人のために自家用車を使用する場合のガソリン代を助成します。
年間44,000円まで助成します（ただし、7月～9月の新規申請は33,000円、10月～12月の新規申請は22,000円、1月～3月の新規申請は11,000円）。
※タクシー利用券の給付との併給はできません。
- **対 象** ①身体障害者手帳をお持ちで、下肢、体幹機能障害または視覚障害1～3級、内部障害1級、呼吸器機能障害1・3級の人
②愛の手帳1・2度の人
③精神障害者保健福祉手帳1級の人
対象車両：障害者本人または同一生計の人が所有する四輪車若しくは障害者本人が所有する二輪車 ただし、会社名義等の車両は除きます。
- **申請方法** 申請に必要なもの：①申請書 ②車検証
- **利用方法** 年1回領収書を添付して請求できます（請求期限は3月末）。
- **問 合 せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係



じどうしゃうんてんめんきょしゅとくひ じよせい
(6) 自動車運転免許取得費の助成

身知

●内 容 教習所入所料、技能・学科教習料、受験料、教材費および排気量等の限定解除に直接要する費用を助成します。

前年の所得税額に応じて、164,800円まで助成します。

※自動車教習所入校前に申請が必要です。

●対 象 区内に引き続き3か月以上居住している人で、次に該当する人

①身体障害者手帳3級以上の人、歩行困難で内部障害4級以上、下肢または体幹にかかる障害5級以上の人

②本人の前年分所得税額が40万円以下の人

③運転免許適性試験合格者

●問 合 せ 各総合支所 区民課 保健福祉係

じどうしゃかいぞうひ じよせい
(7) 自動車改造費の助成

身

●内 容 操向装置および駆動装置等の改造に要する費用の一部を助成します。

対象者一人につき1台に限り、133,900円までを助成します。

※改造前に申請が必要です(改造後の申請は助成の対象となりません。)

●対 象 区内在住で、次のいずれにも該当する人

①下肢または体幹機能障害等の身体障害者手帳をお持ちの人で、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車を改造する必要がある人

②本人または扶養義務者の前年所得が特別障害者手当の所得制限限度額以下の人

●問 合 せ 各総合支所 区民課 保健福祉係

くるま かしだ
(8) 車いすの貸出し

→144ページ参照

ほじょけん きゅうふ
(9) 補助犬の給付

身

●内 容 視覚障害者、肢体不自由者および聴覚障害者の自立と社会参加を促進するため、補助犬を給付します(区では申請の受付をしています。)

●対 象 次の全ての要件に該当する人

①都内におおむね1年以上居住する満18歳以上の在宅の身体障害者

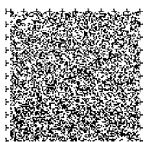
- ・盲導犬…視覚障害 1級
- ・介助犬…肢体不自由 1級、2級
- ・聴導犬…聴覚障害 2級

②世帯全体の所得税課税額の月平均額が77,000円未満であること。

③居住する家屋の所有者・管理者の承諾を得られること。

④所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること。

⑤社会活動への参加に効果があると認められること。



※申請方法等については、お問い合わせください。

●**問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(10) **デイケア** (精神障害者社会復帰援助事業)

精

●**内容** こころの病気がある人が、社会や家庭でより自立した生活を送れるように、レクリエーション・スポーツ・創作活動・各種教室等への参加を通して、社会復帰への支援を行っています。

●**時間** 毎週金曜 午前9時30分～正午 (変更する場合があります)

●**対象** 区内在住の精神科に通院しているおおむね65歳以下の人で、症状が比較的安定し、主治医の参加承認を得られた人

●**問合せ** みなと保健所 健康推進課 地域保健係
電話03(6400)0084 FAX03(3455)4539

(11) **福祉車両** (車いす同乗用) **購入費の助成**

身

●**内容** 福祉車両 (車いす同乗用) 購入費用の一部を助成します。

1件につき300,000円までを助成します。

※中古福祉車両購入の場合は、300,000円を上限として購入に要した総費用の5分の1を助成します。

※ただし、この事業による助成を過去7年間に受けた人や、営業用車両の場合は助成の対象となりません。

※福祉車両購入前に申請が必要です。

●**対象** 次の①または②の条件を満たす人

①区内在住の身体障害者本人 (18歳未満の児童の場合は、保護者およびその同居親族)

- ・身体障害者手帳をお持ちの人で常時車いすを使用している人
- ・前年の所得が所得制限基準内の人

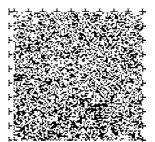
②区内在住の身体障害者 (児) の同居の親族

- ・購入する福祉車両に同乗する人が身体障害者手帳をお持ちの人で常時車いす利用の人
- ・前年の所得が所得制限基準内の人

※心身障害者福祉手当と同じ所得制限があります。

※福祉車両に同乗する人が、施設入所されている場合は対象になりません。

●**問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係



(12) 障害者団体の学習活動に対する助成

身知精難

- **内容** 区内の障害者団体が行う学習活動に対し、講師謝礼等を助成します。
- **対象** 港区心身障害児・者団体連合会に加入する団体または区内で障害者とともに活動している団体
- **申請方法** 障害者団体から実施計画書・会則・会員名簿等を6月末までに提出してもらい、審査後団体へ承認の連絡をします。
- **問合せ** 障害者福祉課 障害者福祉係
電話 03(3578)2383 FAX 03(3578)2678

(13) いちよう学級

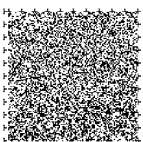
知

- **内容** 知的障害者が、学習、スポーツ、レクリエーション等を通じて、社会参加への適応力を高めるとともに、仲間作りの場とすることにより、豊かな人間形成向上に寄与するために実施しています。活動は土曜または日曜に月1回程度行います。活動内容は、講師の指導によるスポーツ・工作・調理実習やバスハイク等を実施しています。
- **対象** 15歳以上の区内在住・在勤・在学者で会場まで1人で通うことができる知的障害者
- **問合せ** ①障害者福祉課 障害者福祉係
電話 03(3578)2670 FAX 03(3578)2678
②公益財団法人東京YMCA 山手コミュニティーセンター
電話 03(3202)0321 FAX 03(3202)0329

(14) だれでもスポーツ開放事業

身知精難

- **内容** 港区スポーツセンターでは、障害のある人もない人も誰でもスポーツを楽しめるように、毎月第2・4水曜午後5時30分～午後8時にサブアリーナで障害者スポーツの体験等を行っています。ただし、区の主催事業や選挙開票所開設等により、時間の変更や中止となる場合があります。
- **対象** どなたでも
ただし、障害のある人を優先します。
- **利用方法** 個人登録証を発行しますので、手帳等をお持ちください。
登録対象は、次の(15)「区立施設等の利用料金の免除」をご覧ください。
- **所在地** 芝浦1-16-1 (みなとパーク芝浦内3~8階) 港区スポーツセンター
- **問合せ** 港区スポーツセンター
電話 03(3452)4151 FAX 03(3452)4920



(15) 区立施設等の利用料金の免除

身知精難

- **内容** 次の区内施設を利用するとき、利用料金が免除になります。
- **対象** 区内在住で、次の手帳等をお持ちの人
 - ①身体障害者手帳 ②愛の手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 ④特定医療費（指定難病）受給者証 ⑤都医療券 ⑥障害者総合支援法の対象となる難病による障害支援区分認定通知書
- **所在地**

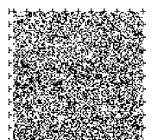
施設名	所在地	電話	F A X
港区スポーツセンター	芝浦 1-16-1 (みなとパーク芝浦内3~8階)	03(3452)4151	03(3452)4920
芝公園多目的運動場 (夏季プール期間のみ)	芝公園 2-7-2	03(5733)0575	03(5733)0565
学校屋内プール 港南小学校 本村小学校 御成門中学校 高松中学校 高陵中学校 赤坂学園赤坂中学校 お台場学園港陽中学校	港南 4-3-28 南麻布 3-9-33 西新橋 3-25-30 高輪 1-16-25 西麻布 4-14-8 赤坂 9-2-3 台場 1-1-5	生涯学習スポーツ振興課 スポーツ振興係 03(3578)2751	生涯学習スポーツ振興課 スポーツ振興係 03(3578)2759
神明いきいきプラザ (トレーニングルーム、トレーニングスペース)	浜松町 1-6-7	03(3436)2500	03(3436)2510
虎ノ門いきいきプラザ (トレーニングルーム)	虎ノ門 1-21-10	03(3539)2941	03(3539)2940
青山いきいきプラザ (体育館)	南青山 2-16-5	03(3403)2011	03(3403)3427
港南いきいきプラザ (アクアルーム、トレーニングルーム、浴室)	港南 4-2-1	03(3450)9915	03(3450)9916
健康増進センター ※ 18歳以上	赤坂 4-18-13 赤坂コミュニティぷらざ6階	03(5413)2717	03(5413)2718

- **利用方法** 各施設にお問い合わせください。
- **問合せ** 各施設

(16) 東京都障害者休養ホーム

身知精

- **内容** 東京都が指定する宿泊施設を利用した際の宿泊料金の一部を助成します。ただし、本事業は予算の範囲内で助成することとし、利用の状況によって利用助成を制限させて頂くことがあります。
- | | | |
|------|---------------------|-------------|
| 助成回数 | 年度内 (4月1日から翌年3月31日) | 2泊まで |
| 助成金額 | 障害者 大人 6,490円まで | 子供 5,770円まで |
| | 付添者 大人 3,250円まで | |



● **対象**

①都内に住所を有し、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人(有効期限内であること)。等級は問いません。
②宿泊施設を利用するにあたり、障害者の日常生活動作等の介助を行える人で、利用者1名につき付添いの人1名も助成を受けられます(都内在住の方に限りません)。

● **利用方法**

①宿泊施設に予約します。
②予約後すぐに日本チャリティ協会に予約済みの連絡をします。(助成の受付締切は、団体は利用日の3週間前、個人は利用日の2週間前)
③連絡の後、同会に所定の利用申込書を送ります。

※パンフレット・利用申込書は、各総合支所区民課にあります。または、東京都福祉保健局休養ホーム事業のWebサイトからダウンロードできます。

● **問合せ**

公益財団法人 日本チャリティ協会
〒160-0004 新宿区四谷1-19 アーバン四谷ビル4階
電話 03(3353)5942 FAX 03(3359)7964

(17) **選挙制度**



① **代理投票制度**

● **内容** 各投票所で本人に代わって、投票所の係員が代筆します。

● **対象** 体が不自由で代理投票を希望する人

● **利用方法** 投票所で係員にお声がけください。

② **点字投票制度**

● **内容** 各投票所で点字投票ができます。

● **対象** 視覚障害者で点字投票を希望する人

● **利用方法** 投票所で係員にお声がけください。

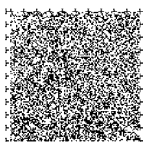
※必要な人には、「投票所入場整理券」に点字シールを貼り、他の郵便と区別するサービスを実施しています。

③ **郵便等による不在者投票制度**

● **内容** 障害等で投票所に行くことが困難な人は、自宅等で投票(郵便等による不在者投票)ができます。事前に登録手続きが必要です。

● **対象** 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちの人で、次の要件に該当する人

手帳・被保険者証区分	対象等級および要介護度	障害名(障害の部位)
身体障害者手帳	1級・2級	両下肢・体幹・移動機能の障害
	1級・3級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害
	1級～3級	免疫・肝臓の障害
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症	両下肢・体幹の障害
	特別項症～第3項症	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害
介護保険被保険者証	要介護5	



代理記載制度：前ページの郵便等による不在者投票制度に該当する人で、次に該当する人は、あらかじめ届け出た代理記載人が、本人に代わって記載することができます。

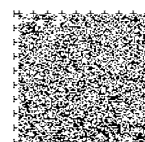
手帳区分	対象等級	障害名（障害の部位）
身体障害者手帳	1級	上肢・視覚の障害
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症	

- **利用方法** 事前に郵便等投票証明書交付申請書等の書類を提出し、郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。
※申請書は、区ホームページからダウンロードしていただくか、港区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。
- **問合せ** 港区選挙管理委員会事務局
電話03(3578)2765～2769 FAX03(3578)2774

(18) 図書館の宅配サービス

身

- **内容** 図書館への来館が困難な人へ、図書館で所蔵している本、雑誌、CD、DVDを郵送によりご自宅へお届けします。
- **対象** 区内在住で、障害や高齢等により図書館への来館が困難な人で次の①～⑤のいずれかに該当する人
 - ① 肢体不自由1・2級、内部障害1～3級の身体障害者手帳をお持ちの人
 - ② 要介護認定1～5を受けている人
 - ③ 区内の高齢者施設等に入所している人
 - ④ 母子健康手帳を発行された妊婦または出産した月から1年後の月の前月末日までの産婦
 - ⑤ 負傷または疾病により外出に支障がある人
- **利用方法** 図書館の利用者登録が必要です。登録手続きは郵送でも行えます。登録後はFAX、電話等で予約を受け、準備ができ次第、郵送します。利用回数は月1回です。貸出冊数は本・雑誌合わせて15冊まで、CDは5タイトル、DVDは2タイトルまでです。
- **問合せ** 区立三田図書館
〒108-0014 港区芝5-36-4
電話03(3452)4951 FAX03(3769)2363



(19) 港区バリアフリーマップ

身

- **内容** 港区バリアフリーマップは、高齢者、障害者、乳幼児をお連れの人などが安心して外出できるよう、区内の公共施設や交通施設、公園、公衆トイレなどのバリアフリー設備情報をまとめたオンラインのマップで、住所やバリアフリー対応の設備別の検索をすることができます。また、パソコン、スマートフォン、携帯電話に対応しており、それぞれ日本語版、英語版をご用意しています。利用端末および言語を選んで、以下のURLまたはQRコードからご利用ください。

〈ホームページアドレス〉

<https://www.city.minato.tokyo.jp/hofukukanri/kenko/fukushi/shogaisha/hibakusha/bf-townmap.html>

〈QRコード〉



- **問合せ** 保健福祉支援部 保健福祉課 地域福祉支援係
電話03(3578)2378 FAX03(3578)2398

(20) みなと障害者支援アプリ

- **内容** 区からのお知らせ（各種手当の手続き、イベント情報等）をプッシュ型で配信しています。アプリでは情報受信・閲覧のほか、短期入所施設の予約手続きや電子版障害者手帳との連携を行うことができます。
※短期入所施設の利用予約を行う場合は、会員登録が必要です。
※電子版障害者手帳の利用に当たっては、別途、電子版障害者手帳（ミライロID）の登録が必要です。

- **対象** どなたでも
- **利用方法** 各スマートフォンアプリストアからダウンロード可能です。

- ①Androidスマートフォンの人 ②iPhoneの人
Google Play App Store



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、各スマートフォンアプリストアのページをご覧いただけます。

- **問合せ** 保健福祉支援部 障害者福祉課 障害者福祉係
電話03(3578)2670 FAX03(3578)2678

